

桑野社労士 & FP 事務所だより

令和元年 10 月 10 日

第 115 号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台 34 番地の 17

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp

厚生労働省、長時間労働へ監督指導

対象事業場の 40.4% で違法な時間外労働

厚生労働省は、9月24日に平成30年度に長時間労働が疑われる事業場に対して、労働基準監督署が実施した監督指導の結果を公表しました。

平成30年度の監督指導結果

1. 監督指導の実施事業場：29,097 事業場

このうち 20,244 事業場（全体の 69.6%）で労働基準法令違反あり。

2. 主な違反内容

① 違法な時間外労働：11,766 事業場（40.4%）

月 80 時間を超えるもの：7,857 事業場（66.8%）

月 100 時間を超えるもの：5,210 事業場（44.3%）

月 150 時間を超えるもの：1,158 事業場（9.8%）

月 200 時間を超えるもの：219 事業場（1.9%）

② 賃金不払い残業：1,874 事業場（6.4%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施：

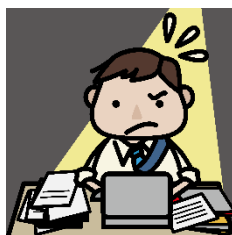
3,510 事業場（12.1%）

3. 主な健康障害防止に関する指導の状況

① 防止措置が不十分で改善指導：20,526 事業場（70.5%）

時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの：11,632 事業場（56.7%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導：4,752 事業場（16.3%）



時間外労働の上限規制

2019年4月1日に改正労働基準法が施行され、時間外労働の上限は原則として月 45 時間、年間 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることができなくなりました。

なお、臨時的な特別の事情があっても、

・時間外労働：年 720 時間以内

・時間外労働＋休日労働：100 時間未満、2～6 月平均 80 時間以内

とする必要があります。

36協定を過半数代表者と協定する場合

次の要件を満たすことが必要です。

1. すべての労働者（パート、アルバイトを含む）の過半数を代表していること

2. すべての労働者が参加した民主的な手続きにより選出された者であること

○：投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回決議

×：会社の指名、親睦会の幹事などを自動的に選出

3. 管理監督者に該当しないこと

36協定の「特別な事情」

特別条項を適用する際の「特別の事情」とは臨時的なものに限られ、また、限度時間を超えることのできる回数も全体として 1 年の半分を超えないように定めなければなりません。36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数を超えた場合は、労働基準法違反となります。

< 臨時的に必要な場合の例 >

・予算・決算業務 ・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ・納期の逼迫 ・大規模なクレームの対応 ・機械のトラブルへの対応

健康診断の実施

常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。深夜業を含む業務に従事する労働者は、6か月に1回の健康診断が必要です。

（裏面に続く）

労働基準法 13

休憩時間は自由に利用できるが…

休憩時間は、仕事から離れることが認められている時間帯です。その時間は、1日の労働時間が6時間を超える場合には最低45分、8時間を超えれば少なくとも1時間を与えなければならないとなっています(労働基準法第34条第1項)。労働時間には、いつでも仕事ができるように待機している“手待ち時間”も含まれます。

又、休憩時間は、自由に利用させなければなりません(労働基準法第34条第3項)。多くの場合、食事と休憩に使われるでしょうが、散歩や読書などに使おうが自由です。しかし、他人の休憩を妨げたり、事故に繋がる危険な行為などは制限される場合があります。事業主には、会社施設の管理権と共に安全配慮義務がありますので、このような制限は合理的なことだと言えます。

休憩は一斉付与が原則

休憩時間は、各事業場で一斉に与えることが原則ですが、労働者の過半数代表者との労使協定を結べば、その限りではありません。その労使協定には、①一斉休憩を与えない労働者の範囲、②それら労働者への休憩の与え方を明記することになっています(規則第15条)。例えば、接客のために早番と遅番を設け、早番は12時から13時まで休憩を取り、遅番は14時から15時まで休憩を取ることは可能です。この労使協定は、労働基準監督署に届け出る必要はありませんが、就業規則に一斉付与の規定がある場合は、その改正を労働基準監督署に届け出る必要が生じます。

休日は少なくとも週に1回

休日とは、就業規則や労働契約などで労働の義務がない日で、毎週少なくとも1回です(労働基準法第35条第1項)。週40時間の法定労働時間を1日8時間で設定すると週休2日になりますが、法律上は週1回となっています。従って、就業規則で週休2日制を定めていても、週1回の休日が確保されていれば、別の1日出勤しても、その日は休日労働にはなりません。ただし、その出勤によって週40時間以上の労働になれば、36協定の締結及び届け出をし、割増賃金の支払が必要です。また、休日は1週1日若しくは4週4日が確保されていれば、いつ与えるかを特定していなくても違法とはなりません。従って、休日は労働者ごとに曜日が異なっても、問題ありません。

休日出勤には割増賃金が

週1回の法定休日に出勤した場合は、その日の労働に対して35%以上の割増賃金が発生します。その一方、土日が休日の週休2日生を実施している会社では、土曜日や祝日に出勤しても、法律的には休日労働にはなりません。その出勤によって週の労働時間が40時間を超えれば時間外労働になり、25%以上増しの割増賃金が支給されることになります。仮に、月曜日から金曜日まで7時間勤務し、土曜日に5時間出勤しても合計40時間で、時間外の割増賃金が支給されなくとも違法ではありません。

(次号に続く)

事務所からひとこと



9月29日(日)9時から、滋賀県高島市にある『大溝城』本丸跡を中心に、ボランティアで草刈りに参加した。この日は十数名が草刈りに参加し、石垣についているツルや雑草を刈った。残暑の気温が高い中、私も大汗をかいて、作業をした。私たちの作業中にも、見学の方が結構訪れ、天守台の石垣や今満開の真っ赤な彼岸花を鑑賞していた。

大溝城は、JR 湖西線・近江高島駅から徒歩約15分ほどの所にあり、天守台の石垣などが残っている。この大溝城の城主は、津田信澄(織田信長に謀反を起こして殺害された弟織田信行(信勝)の嫡男で、明智光秀の娘を正室とした)であった。信澄は父・信行の死去後、信長・信行兄弟の生母・土田御前の助命嘆願によって許され、信長の命令によって、柴田勝家の許で養育された。しかし、1582年(天正10年)に本能寺の変で信長が光秀に殺害されると、明智氏との内通を疑われて、織田信孝(信長の三男)と丹波長秀の軍勢に襲撃され、摂津国の野田城で殺害された。大溝城には、丹波長秀、加藤光泰、生駒正親、京極高次が入替わり、1619年(元和5年)分部光信が上野城から2万石で入封した。